

東大阪市就学援助条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市就学援助条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市就学援助条例の一部を改正する条例

東大阪市就学援助条例（昭和 5 9 年東大阪市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条第 2 項中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、同条第 3 項第 2 号中「、第 4 号及び第 5 号」を「及び第 4 号」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 1 1 条中「及び第 6 号」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東大阪市就学援助条例新旧対照表

新	旧
<p>(就学援助の種類等)</p> <p>第7条 就学援助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる事項に係る就学援助は、第5条第1項の規定による認定を受けた者（以下「被認定者」という。）のうち就学予定者の保護者に対して、前項第2号から<u>第5号</u>までに掲げる事項に係る就学援助は、被認定者のうち就学予定者の保護者以外の保護者に対して、それぞれの被認定者の児童生徒ごとに、同項各号に掲げる事項について行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に該当する被認定者に対しては、当該各号に定める事項に係る就学援助は行わない。</p>	<p>(就学援助の種類等)</p> <p>第7条 就学援助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>学校給食費</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる事項に係る就学援助は、第5条第1項の規定による認定を受けた者（以下「被認定者」という。）のうち就学予定者の保護者に対して、前項第2号から<u>第6号</u>までに掲げる事項に係る就学援助は、被認定者のうち就学予定者の保護者以外の保護者に対して、それぞれの被認定者の児童生徒ごとに、同項各号に掲げる事項について行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に該当する被認定者に対しては、当該各号に定める事項に係る就学援助は行わない。</p>

(1) (略)

(2) 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者の属する世帯の構成員 第1項第2号及び第4号に掲げる事項

(3) (略)

(就学援助の支給方法)

第9条 就学援助は、第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項については金銭、同項第5号に掲げる事項については現物を支給することにより行うものとする。

2・3 (略)

(返還)

第11条 教育委員会は、次に掲げる場合には、既に行った就学援助に係る支給額（第7条第1項第5号に掲げる事項にあつては、現物の支給に要した費用の額）の全部又は一部を返還させることができる。

(1)～(3) (略)

(1) (略)

(2) 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者の属する世帯の構成員 第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる事項

(3) (略)

(就学援助の支給方法)

第9条 就学援助は、第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項については金銭、同項第5号及び第6号に掲げる事項については現物を支給することにより行うものとする。

2・3 (略)

(返還)

第11条 教育委員会は、次に掲げる場合には、既に行った就学援助に係る支給額（第7条第1項第5号及び第6号に掲げる事項にあつては、現物の支給に要した費用の額）の全部又は一部を返還させることができる。

(1)～(3) (略)